

○山陽小野田市介護給付適正化委員会規則

平成19年10月4日

規則第41号

(趣旨)

第1条 この規則は、山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第30号）第3条の規定に基づき、山陽小野田市介護給付適正化委員会（以下「適正化委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 適正化委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ケアマネジャーのケアプラン作成能力の向上及び充実に関すること。
- (2) 介護給付の適正化に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要かつ適切なケアプラン作成に関すること。

(委員)

第3条 適正化委員会の委員は、10人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 介護支援専門員の代表者
- (3) サービス提供事業者の代表者
- (4) 保健・医療・福祉関係者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 適正化委員会には、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、適正化委員会を代表する。

3 副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

別紙 1

(会議)

第5条 適正化委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

(意見の聴取等)

第6条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 適正化委員会の庶務は、福祉部高齢福祉課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、適正化委員会の運営について必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第18号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規則第30号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規則第14号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。